

免税証の裏面の取扱いについて

免税証の表面（見本）

免税証の裏面（見本）

（免税証の裏面の記入欄について）

免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売店から行う必要があります。

販売店を変更する場合は、免税証交換申請手続き（[県申請・届出様式ダウンロード：免税証交換申請書](#)）を行う必要がありますが、やむを得ない理由※により免税証に記載された販売店以外のものから免税軽油の引取りを行う場合、免税証裏面の「**記入欄**」に販売業者、年月日、使用者の業種名・氏名等を記載する必要があります。

※ やむを得ない理由とは、免税証表面に記載されている販売店に軽油の在庫がないなどの場合に限られます。

（免税証の裏面の押印について）

一部免税証については、記入欄に「**印**」の記載がありますが、現在、押印する必要はありません。

ご不明な点は、[管轄の県税事務所（支所）](#)へお問い合わせください。